

個人情報ファイル簿

2024年12月27時点

1	個人情報ファイルの名称	青少年育成	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども生活部児童青少年課	
4	個人情報ファイルの利用目的	青少年の健全育成のため、青少年団体等の活動を援助し、また、指導者を育成する。	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号		
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍		
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等		
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 電子メールアドレス		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 動機	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 要望	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 意見		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 嘉罰	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学籍	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 推薦	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等		
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給		
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 事故（損害）の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※		
5	(6) 心身等に関する項目 容姿（写真）	○	
5	(6) 心身等に関する項目 事故（ケガ）の状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※		
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		

6	記録範囲	①子どもリーダー講座受講者（小学生～18歳）・プログラムリーダー（18歳以上）・子どもリーダー講座講師 ②青少年健全育成地区委員会連絡協議会委員 ③青少年健全育成地区委員会委員 ④夏休み子どもフェア関連事業のスタッフ及び参加者	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
9	記録情報の経常的提供先	庁内各課、地方公共団体	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	子ども生活部児童青少年課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	○	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
15	行政機関等匿名加工情報の概要		
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
19	備考		